

平成 25 年第 1 回定例会 文教常任委員会

平成 25 年 3 月 5 日

亀井委員

私からは、県立学校における体罰の実態と、その対応についてを中心に、何点かお伺いしたいと思っています。

先日、文部科学省が体罰の基準づくりをするという報道があったのですが、現在は、体罰をどのように定義しているか、改めてお伺いします。

保健体育課長

文部科学省の考え方としましては、殴る、蹴る等の身体に対する侵害を内容とするもの、また、正座、直立等、特定の姿勢を長時間に渡って続けさせる等の肉体的苦痛を与えるようなものが、体罰であると定義されております。

教員等が児童・生徒に対して行った懲戒の行為が、この体罰に当たるかどうかにつきましては、当該児童・生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所や時間、懲戒の内容等の諸条件を総合的に考えまして、個々の事案ごとに判断することとされております。

亀井委員

暴言やパワハラ等は、体罰に含まれるのでしょうか。もし、含まれないとすれば、その理由をお伺いします。

保健体育課長

文部科学省の体罰の定義では、身体に対する侵害を内容とするものや、児童・生徒に対して肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常、体罰には当たらないとされておまして、暴言やパワハラなどにつきましては、不適切な指導ではあるのですが、体罰には当たらないと判断しております。

亀井委員

身体に対する侵害等で、血を流せば傷害罪となりますし、暴言やパワハラで、精神的に病んだ場合にも傷害罪となります。それにもかかわらず、暴言やパワハラが体罰に当たらないというのは、おかしいのではないのでしょうか。

保健体育課長

暴言やパワハラといった行為が、指導の範囲を著しく逸脱した場合で、児童・生徒が、精神的苦痛を受けたり、不登校となってしまったりした場合には、法的責任を問われることもございます。しかし、体罰の定義の範ちゅうかどうかということに対しましては、文部科学省の示した定義としております。

亀井委員

県教育委員会がどうということではなくて、文部科学省の定義がおかしいと思うのです。身体的な苦痛だけではなく、精神的な苦痛に対する対応を、教師がしてくる可能性もあります。このような定義により、教師が、暴言やパワハラならば、体罰とはならないと考えてしまつては、悪い影響を及ぼすこととなります。

文科省の定義にはないとはいえ、県教育委員会としては、こういったことも含

めて対応した方がいいと考えているのですが、そこで、体罰と懲戒の違いを教えてください。

保健体育課長

懲戒には、退学や停学、訓告等、様々な指導がございます。

そして、体罰につきましては、文部科学省の定義で示すとおりでございます、学校教育法上も、懲戒を加えることはできても、体罰を加えることはできないとされておりまして。

亀井委員

懲戒と体罰の境目は、判断が難しいのではないかと思います、誰が判断するのでしょうか。

保健体育課長

学校の案件につきましては、当然、教育委員会となります。

亀井委員

児童・生徒に対する有形力の行使、物理的な力の行使により行われたものが、一切、体罰として許されないということではなく、教育上、例えば、肩をたたいただけならば、体罰ではないということは、裁判所でも認めています。

現場で、それを判断するという事ならば、客観的に判断しなければならないと思うのですが、教育委員会として、その客観性を担保することはできるのでしょうか。

保健体育課長

今回の体罰に関する調査につきましても、管理職を中心に、詳細な調査を実施しておりますし、また、該当の教職員や、生徒からの聞き取り調査も行っているという状況でございます。

亀井委員

生徒に懲戒した場合、教育委員会としては、どのような対応をしているのでしょうか。

保健体育課長

該当の生徒につきましては、カウンセリング等の対応を、学校内の組織、あるいは、学校の管理職で行っております。

亀井委員

そうすると、今回の調査の中では、体罰であると回答しているものの中には、懲戒となるものも含まれているということになるのでしょうか。

保健体育課長

そのとおりでございます。

亀井委員

詳細な調査が必要であると思います。全ての行為を体罰としてしまうと、やる気のある先生が萎縮して、何もできなくなるという可能性があるのです、懲戒と体罰をはっきりと区別して、認定した方がよいと思います。

そして、今回の調査については、児童・生徒が、平成 24 年度に受けた体罰を対

象としているのですが、それ以前に受けたものが回答されている場合には、どのように対応するのでしょうか。

保健体育課長

調査対象期間以外のものにつきましては、こちらで把握した以上は、通常に対応しており、当該校の校長に事実確認の指示をいたしまして、詳細の結果報告を受けることとしております。

また、例えば、現在の高校生が、小学生の頃などの事案を訴えているケースもございますので、これにつきましては、当該市町村教育委員会に、情報提供を行うといった対応をとっております。

亀井委員

教職員が、他の教職員の体罰を目撃した場合も、報告を受けていると思うのですが、これについては、どのように対応しているのでしょうか。

保健体育課長

教職員からの目撃情報につきましては、校長から、目撃情報を寄せた当該教職員及び体罰を行ったとされる当該教職員の両方から、事実確認を行うよう指示しております。他のケースと同様に、詳細の結果報告を受けまして、対応することとしております。

亀井委員

体罰を行っていたという場合と、その場面を目撃していたにもかかわらず、傍観していた場合、それぞれの教職員への指導的な対応は、どうなっているのでしょうか。

調査免許課長

体罰につきましては、これが事故という形で、懲戒処分を行うことがございます。

また、そうした際に、体罰を行った本人はもちろん、体罰を目撃しながら、それをきちんと報告しなかった、あるいは、体罰の報告を受けながら、きちんと対応をしなかったということであれば、処分の中で、そういった事情を見ていくということは、当然あり得ることでございます。

亀井委員

体罰を傍観している者も、それを止めなかったとしたら、助長していたのかもしれないし、間接的に助長していたのかもしれないので、それをお聞きしました。

次に、部活動の外部指導者や、臨時的任用職員の体罰事案があるのかお伺いします。

保健体育課長

教職員の調査によりまして、本人が体罰を行ったと申告した 70 件のうち、部活動の外部指導者によるものが 2 件、臨時的任用職員によるものが 2 件ございました。

亀井委員

それでは、県教育委員会として、教職員の体罰防止に対して、これまでどのよ

うに取り組んできたのかお伺いします。

保健体育課長

教職員への研修としまして、初任者研修をはじめとする基本研修や、全県立学校から参加がございます、教職員の服務と学校の危機管理に係る研修講座、学校経営支援事業による講師派遣研修など、数多くの機会を捉えまして、体罰を含む不祥事防止に向けた研修を行っております。

また、毎年、全ての教職員に、不祥事防止職員啓発資料を配付いたしまして、体罰防止に向けた、職員の意識啓発にも努めております。

さらに、部活動における体罰防止に向けましては、部活動指導用の手引書でございます、部活動指導ハンドブックにおきまして、体罰防止の取組例や、体罰防止セルフチェックなどを掲載し、体罰のない部活動を目指して取り組んでいる状況でございます。

亀井委員

部活動の外部指導者等にも、そういった研修等を行っているということなのでしょうか。

保健体育課長

部活動の外部指導者に対する体罰防止の取組につきましては、基本的には、各学校長等が、任用時に、服務上の注意や、部活動指導上の不祥事防止などについて指導しているのですが、この他に、希望制の研修としまして、体育センターにおいて、運動部活動指導者研修講座というものを開催しており、その中で、体罰防止についても取り扱っております。

また、部活動指導ハンドブックにつきましては、部活動インストラクター用も、別に作成しております、この中で、体罰防止について指導しております。

さらに、臨時的任用職員につきましては、通常の校内研修に参加するほか、毎年、県立学校臨時的任用職員研修会におきまして、県教育委員会の指導主事が、部活動の指導についての講義を行い、部活動における事故防止に向けまして、徹底を図っている状況でございます。

亀井委員

小田原市立の中学校で、遅れて入ってきた生徒が、ふざけて指導に従わず、笑いを誘って教師のプライドを傷つけたために、それらの生徒 17 人を、全員平手打ちしたという事件がありました。これは、先生が人格を否定されたことにより、我慢の限界を超えてしまったのではないかと思うのですが、体罰の一つの温床として、学校の先生が孤立してしまっていることにより、心理的な余裕がなくなっているということがあるのではないのでしょうか。一人で何でもしなければならなくなっているということであれば、話し合いをするような場を設定すればよいのではないかと思います。

また、部活動の勝利至上主義の考え方により、生徒や保護者に対しては、顧問が絶対的な存在となり、なかなか反抗ができないといった状態が生じ、これによって、体罰が容認されやすくなり、体罰が行われているということもあります。

そこで、こういったケース以外に対しても、これから、どのような取組を検討しているのかお伺いします。

教育指導部長

運動部活動におきましても、文化部活動におきましても、体罰は、あってはならないこととございます。

体罰の指導とは、話がそれてしまうかもしれないのですが、命を大事にするという、いのちの教育を推進する中で、体罰のない環境を浸透させていきたいと考えております。

また、部活動の運営の在り方自体を見直していかなければならないと考えております。

部活動の顧問には、休みがなく、土日、休日、祝日、長期休業中も、生徒のために、ある意味、私生活を投げ打って指導している方が多くおります。そういった中で、授業を行わなければならない、様々な仕事も行わなければならないという状況で、とても疲れており、思いどおりにならない中で、つい手が出てしまうということもございます。そして、部活動の指導を、一人の先生に任せてしまっていることが、一番いけないことであると思っております。

また、管理職が、休みを適切に取らせる等、サービス上の管理を適切に行うことが重要で、一生懸命やっているからいいのではないかと、休まないことが美化されるような環境は、改善しなければなりません。学校全体で、部活動をどうしていくのか、生徒指導をどうしていくのかを議論することが必要であり、学校全体でコンセンサスを得る必要があると考えております。

こうしたことを各学校へ投げ掛けまして、学校全体で意思を確認し、管理職がしっかりとリーダーシップをとれるよう、部活動指導、生徒指導の在り方につきまして、今後、県教育委員会として、支援してまいりたいと考えております。

亀井委員

その御答弁の対応に期待しまして、私の質問を終わります。